

公 示 送 達 書

下記書類の送達を受けるべき者の住所又は居所が不明であり送達することができないため、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び宇検村税条例（昭和 55 年宇検村条例第 8 号）第 18 条の規定により公示します。

なお、下記の書類は本村住民税務課が保管しており、申出があればいつでも交付します。

令和 8 年 10 月 19 日

宇検村長 元山 公知



記

送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者の氏名	備考
令和 8 年度村県民税・森林環境税 納税通知書及び納付書（全期分）	Z U L F I K R I	
この書類は、地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、公示した日から起算して 7 日 を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。		